

令和8年度採用

# 宮代町会計年度任用職員 募集要項

通常任用

●募集職種

介護認定調査員

●申込期間（持参または郵送）

随時募集

●選考日

担当課が指定する日

## 1 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員は、1 会計年度内（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）で勤務する非常勤職員です。

一般職の地方公務員としての身分を有するとともに、職務に専念する義務等の服務規律が適用されます。

## 2 応募資格

以下に掲げる地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する人は、応募できません。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 宮代町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、職種により、資格等が必要になる場合があります。

## 3 募集内容等

次の表に掲げる応募資格、任用期間、職務内容、勤務日時等で募集を行います。

なお、採用人数については、選考の結果、募集人数に満たない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

| 募集番号 4 7  | 介護認定調査員                                                                                                                                                                     | 受付窓口 | 健康介護課 介護保険担当 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------|
| 任用形態      | パートタイム                                                                                                                                                                      | 募集人数 | 1 名          |
| 応募資格      | 普通自動車運転免許証を有し、かつ次の（１）～（３）のいずれかに該当する人<br>（１）介護支援専門員資格を有する人<br>（２）認定調査員新規研修を既に受講した人<br>（３）保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士等、医療・介護・福祉関係の資格を有し、採用後に埼玉県の実施する認定調査員新規研修を受講可能な人 |      |              |
| 任用期間      | 任用の日から令和 9 年 3 月 31 日まで                                                                                                                                                     |      |              |
| 業務内容      | 介護認定のための在宅及び施設訪問調査並びに調査票の作成                                                                                                                                                 |      |              |
| 勤務場所      | 宮代町役場 健康介護課 介護保険担当                                                                                                                                                          |      |              |
| 勤務日及び勤務時間 | 1 か月の勤務日 10 日<br>1 日の勤務時間 9 時から 16 時まで（6 時間）<br>休憩時間 1 時間                                                                                                                   |      |              |
| 休日等       | 土日祝日、令和 8 年 12 月 29 日から令和 9 年 1 月 3 日まで                                                                                                                                     |      |              |
| 給与・報酬     | 時給 1,615 円 期末手当・勤勉手当 なし                                                                                                                                                     |      |              |
| 健康保険等     | 健康保険・厚生年金保険 なし 雇用保険 なし                                                                                                                                                      |      |              |

## 4 申込手続き

- (1) 申込期間 随時
- (2) 申込場所 宮代町役場 健康介護課 [役場 1 階 6 番]  
(8時45分～16時30分・土日祝は閉庁)
- (3) 提出書類 ①令和 8 年度採用 宮代町会計年度任用職員申込書  
②資格証の写し  
※ 提出された書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。  
※ 持参または郵送 (郵送の場合は簡易書留)
- (4) 選考日程 担当課が指定する日時  
※日時及び会場については、申込期間終了後に担当課から通知します。
- (5) 選考方法 面接試験
- (6) 選考結果 郵便にて、選考の結果について通知します。

## 5 勤務条件等

- (1) 任用期間  
任用期間は、任命の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までです。  
なお、任用後 1 か月間は、「条件付採用期間」となります。(実際の勤務日数が 1 5 日に満たない場合には、その日数が 1 5 日に達するまで期間が延長されます。)

- (2) 服務  
地方公務員法に基づき、次の服務規律が適用されます。  
なお、勤務成績が良くない場合、公務員としての適格性を欠く場合、心身の故障等により勤務ができない場合は、分限処分を行う場合があります。また、法令違反等の非違行為があった場合は、懲戒処分の対象となります。

\* 服務の宣誓 \* 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 \* 信用失墜行為の禁止  
\* 秘密を守る義務 \* 職務に専念する義務 \* 政治的行為の制限  
\* 争議行為等の禁止

- (3) 給与・報酬等  
報酬 (地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給の相当額の報酬を含む)、費用弁償 (通勤費相当額) (※1)  
※1 交通用具を利用し、通勤距離が片道 2 キロメートル以上の場合に支給されます。一定の要件を満たした場合に、駐車場代相当額を支給いたします。(1 か月上限 5,000 円)  
※給与改定等により、給与、報酬額が変わる場合があります。  
※宮代町の会計年度任用職員としての職歴に応じ、給料や報酬額が加算される場合があります。

- (4) 休暇等  
年次有給休暇の他、結婚、忌引、病気休暇などがあります。

※勤務条件によって休暇の種類や日数の付与は異なります。

#### (5) 健康保険等

加入要件を満たす場合には、共済短期給付（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。募集内容で健康保険、厚生年金保険、雇用保険が「なし」となっている場合でも、時給等により該当する場合があります。

#### (6) 公務災害

町の非常勤職員の公務災害補償制度の適用があります。

## 6 問合せ先

○制度全般に関すること

宮代町 総務課 庶務職員担当 TEL 0480-34-1111（内線 203・205）

○募集内容に関すること

宮代町 健康介護課 介護保険担当 TEL 0480-34-1111（内線 385）

※代表電話につながりますので、担当名をお伝えください。